

令和2年第1回  
利根町議会定例会会議録 第5号

令和2年3月18日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 5 号

令和2年3月18日（水曜日）

午前10時開議

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第1  | 議案第2号                                  | 利根町学校給食費条例                              |
| 日程第2  | 議案第3号                                  | 利根町監査委員条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第3  | 議案第4号                                  | 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例              |
| 日程第4  | 議案第6号                                  | 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例                |
| 日程第5  | 議案第7号                                  | 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例           |
| 日程第6  | 議案第13号                                 | 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について             |
| 日程第7  | 議案第14号                                 | 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について             |
| 日程第8  | 議案第15号                                 | 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について |
| 日程第9  | 議案第16号                                 | 令和2年度利根町一般会計予算                          |
| 日程第10 | 議案第17号                                 | 令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算                    |
| 日程第11 | 議案第18号                                 | 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計予算                   |
| 日程第12 | 議案第19号                                 | 令和2年度利根町営霊園事業特別会計予算                     |
| 日程第13 | 議案第20号                                 | 令和2年度利根町介護保険特別会計予算                      |
| 日程第14 | 議案第21号                                 | 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算                  |
| 日程第15 | 議案第22号                                 | 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 日程第16 | 請願第1号                                  | 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書     |
| 日程第17 | ICT化特別委員会の設置について                       |   |
| 日程第18 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 |   |

追加日程第1 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第2号

日程第2 議案第3号

日程第3 議案第4号

日程第4 議案第6号

日程第5 議案第7号

日程第6 議案第13号

日程第7 議案第14号

日程第8 議案第15号

日程第9 議案第16号

日程第10 議案第17号

日程第11 議案第18号

日程第12 議案第19号

日程第13 議案第20号

日程第14 議案第21号

日程第15 議案第22号

日程第16 請願第1号

日程第17 ICT化特別委員会の設置について

日程第18 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

追加日程第1 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議

---

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 辞職勧告決議の動議を提出いたします。

○議長（船川京子君） それでは、山崎議員、登壇して趣旨を説明してください。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎でございます。

私は、花嶋美清雄議員に対し、議員辞職を勧告いたします。

ただいまから提案理由を申し上げます。

○議長（船川京子君） 着座してください。

ただいま山崎議員から花嶋美清雄議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議の成立には、1名以上の賛成者が必要となります。

お諮りいたします。この動議に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 1名以上の賛成者がありましたので、この動議は成立しました。

花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） ただいまの起立の人数がちょっと不明確でしたので再度……。

追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、この動議を追加日程第1として、直ちに議題とすることが可決されました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第1、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、花嶋美清雄議員の退場を求めます。

〔7番花嶋美清雄君退場〕

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員が退場いたしました。

本案について説明を求めます。

提出者山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎誠一郎でございます。

提案理由を申し上げます。

まず初めに、利根町議会議員である花嶋美清雄議員の二親等以内の親族が経営する会社が、利根町が発注する産業道路の除草工事について数年にわたり下請をしているとの話が各方面から寄せられました。数多くの町民も目撃していると伺っております。

本件の工事名は31道除第2号道路除草工事、工期は令和元年5月11日から令和元年10月27日までの170日間、請負価格は税込みで568万7,000円の発注であります。

以上のことから、令和元年12月12日に開催されました全員協議会において、花嶋議員に真偽のほどをただしました。その場での花嶋議員の回答では、親族に調査、確認をし、報告するとの返答でありましたが、その後、何の連絡も報告もないため、調査結果の報告を何度か花嶋議員に問いただしました。しかしながら、我々が抱いていた疑念の解決に協力すると発言した言葉とは真逆と思われる不誠実さあまりなく、何の進展も示さない態度と言動でありました。

こうしたことから、真偽のほどを確かめるべく、我々も執行部への聞き取りと、これに関する全ての情報の開示を求めました。そして、その開示された書類を精査しておりましたが、町当局が受注業者に対し、下請業者を使用した事実及び契約の有無について確認した書類がありました。その回答書には、金銭の授受を認めた記述が記載してございました。これは、政治倫理条例第17条に抵触すると判断し、今回の花嶋美清雄議員の議員辞職勧告を提出することにした次第でございます。

利根町政治倫理条例では、第1条として、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、人格と倫理の向上に努め、いやすくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。また第2条では、町長等及び議員の責務として、町長等及び議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないとあります。

これまでの言動に鑑みると、花嶋議員は議員としてのこの目的と責務が欠如していると言わざるを得ません。

また、過去においても、当時、農業委員会委員でもあった花嶋議員は、農地法違反また委員としての自覚認識の欠如などにより、平成27年9月28日、全会一致で農業委員会委員の辞職勧告を可決されています。

さらに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び利根町議会での視察の際に、1人だけ別行動をとり公金を無駄にしたこと、またそれに加え、東日本大震災で発生した瓦れきを不法投棄したことにより、平成27年11月20日に利根町議会でも議員辞職勧告を可決されております。

このように何度も辞職勧告を提出されるということは前代未聞であります。これまでの花嶋議員の行動や言動は、利根町の権威、信用の失墜を招くものであります。

我々議員は条例違反を看過することはできません。花嶋議員においては、議会運営委員会委員長はもちろん、さらには利根町議会議員の資格もないと判断いたします。

辞職勧告は拘束力がないなど甘えることなく、速やかにみずから議員の職を辞することを勧告するものであります。

以上であります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

1 番 峯山議員。

○1 番（峯山典明君） 1 番 峯山典明でございます。

こちらの辞職勧告の前に、花嶋議員と実際にヒアリングをされたということはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 峯山議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 峯山議員の質問にお答えいたします。

全員協議会では、峯山議員もそこに同席されておりました。一旦、親戚の人に、身内のものに確認する等の発言があったと思います。

その後、先ほど説明でも言いましたが、何の連絡、報告もなかったもので、あれはどうなったのと、私以外の何人かの議員で問いただしをしました。しかしながら、返ってきた答えは、先ほど申し上げましたように聞いてみる、調べてみる、同じ答えでありました。

その間、1カ月ぐらいたっていましたので、いつまでに答えを返してくれという話をしておりましたが、それもはっきりとした日にちのことも出てこないという不誠実な態度でありましたので、私たちは私たちなりに調べてきたところでございます。

だから、先ほどの質問にありますように、問いただしは実施しました。行いました。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） その際に、執行部の方からいろいろとお話を伺った内容も含めて、資料も見せた上でのヒアリングというのは行ったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） お答えします。

その時点では、全員協議会の後の問いただし的时候には、まだその資料等はありませんでした。調べる前の段階で、まず証言が得られればそれでいいのかなという思いも私たち持っておりましたので、そこを、当事者なので、当事者として自分も調べると言っていたので、その調べた結果を教えてくださいということで、資料等はありませんでした。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） おはようございます。4番大越勇一です。私は花嶋美清雄議員の辞職勧告に賛成いたします。

先ほど山崎誠一郎議員が動議の説明をいたしました。令和元年12月12日に開催された全員協議会において、花嶋議員は、二親等以内の親族が利根町発注の道路除草工事の下請をした事実があるのか調査確認をして報告するとのことでしたが、3カ月たちましたが、いまだに回答しておりません。

そこで、工事を請け負ったと見られる二親等以内の親族にこの件を確認したところ、自

分の判断で回答することはできないとのことでした。

そこで、町執行部に公文書の開示を求め、発注者である元請会社から花嶋議員の二親等以内の親族が経営する会社に工事代金の支払いを履行した事実を確認しました。

以上のことから、利根町政治倫理条例第17条に抵触すると判断し、私は花嶋議員の辞職勧告案に賛成いたします。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番井原です。

ただいま唐突に花嶋議員の辞職勧告決議が提出されました。

るる説明がありましたけれども、あの説明だけではちょっとまだ私納得ができかねます。

そういうことと、確かに今、親族の下請があったと、これは間違いないのかなというふうに思いますけれども、ただ、そこで、工事発注の際、下請の届け出、これは行政側が承認して受けていたのかなと、そういう疑いがあるんですね。指導する側として、こういう政治倫理条例に触れるよというような忠告があっても私はいいような感じがいたします。

そういうことで、行政の不手際もあるというふうなことも含めて、この辞職勧告案には反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私、若泉も、花嶋美清雄議員に対し、辞職勧告と議会運営委員会の委員長も辞職を勧告いたします。

先ほど山崎議員より議会議員と議会運営委員長の勧告がありましたが、まさにそのとおりと私も思っております。

これまでの花嶋議員の行動は、山崎議員が皆様にお話ししたとおりですので、私からは改めて申し上げることもありませんが、花嶋議員が辞職勧告を受けるのは3回目でございます。

まず初めは農業委員のとき、農地法違反、委員としての自覚などありませんでしたので、全員一致で農業委員会委員の辞職勧告は可決されました。

その次は、議員としての視察研修のとき、そのときは関西方面へ行きましたが、私がその代表でございました。帰りは、私に一言も言わずに、自分が先に帰ってしまいました。そのころは、委員会はおくれてくることも、私とまた利根町代表で県南水道の議員に選ばれていたときも、県南水道の議会の出席をせず、別なところへ行っていたときもありました。

現在、花嶋議員は、議会運営委員会の委員長でありながら議会運営委員会が正常にできていないように思われております。しっかりと運営していくのが花嶋委員長の務めと私は思っております。私としてはとても納得できませんので、委員長を辞職していただきたい。

花嶋議員は、農業委員会一度、利根町議会議員として二度目になります。過去このような議員はおりませんので、ぜひ辞職していただきたい。

花嶋議員に対し、昨年の選挙のときは、有権者の皆様に対し、町をよくするために頑張りますと言っていると思います。有権者は花嶋候補を信じ、議員として投票してくれたことだと思います。ですから、議員としての町をよくするため選んでくれた方々に対しても勧告を受けることに対してどう思うのか、私はよく考えていただきたい。

以上で討論を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 1 番峯山典明でございます。

私は反対の立場で述べさせていただきます。

先ほど山崎議員からさまざまな情報、そして資料提出、ヒアリングがあったというお話を伺いました。そして、井原議員からの反対討論にございましたように、行政の事業を請け負う際にさまざまな手続があるということも発言がございました。

昨年、選挙があり、改選後のことと私はこの辞職勧告は考えておりますので、過去あったことに関しては、その選挙の際に有権者の方たちが判断をして投票されたということを私は尊重したいと考えております。

私たち利根町の議会議員は12名しかおりません。そして、会派ごとの控室もございません。さまざまな場所、そして時間をかけてお話をする機会はあったと考えます。議員同士が町をよくするため切磋琢磨し、協力関係を築き、冷静になってもっと議論をしていただきたいと思えます。

もし、その話し合いの結果、冷静に落ちついて資料が出そろい、それでも花嶋議員から私たち全員、11名全員が納得できる状況でなかったときに初めて辞職勧告という形を出せばよいのかと考えます。

以上のことから、本日の辞職勧告に関しては反対とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

6 番石山肖子議員。

〔6 番石山肖子君登壇〕

○6 番（石山肖子君） 6 番石山肖子でございます。

私は、この動議に賛成の立場で討論いたします。

利根町政治倫理条例、これに基づき私たち議員は活動を行っていかねばなりません。



その中で、まず第2条、町長等及び議員の責務、町長等及び議員は町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

次に、第3条、政治倫理基準、町長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。第1項では、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととあります。この第3条に基づき、また第17条、町工事等に関する遵守事項、これを鑑みますと、この第17条に花嶋議員の行為は抵触すると私は判断いたしました。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 今の山崎議員の話の中で、二親等以内で金額で568万7,000円というようなことで、下請、これきちんと下請の業者で花嶋議員の二親等だから、親戚が契約をしているとすれば、町はこの下請になっているという、このように指導をきちんとすべきだったと思うんですよ。ただ私の意見ですから。ただ、この今の下請のやつが私としては正式な下請、町が認めて正式な下請業者となっているというのはわからないので、今の段階では反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

ここで、花嶋美清雄議員の入場を求めます。

〔7番花嶋美清雄議員入場〕

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員が入場いたしました。

7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 7番花嶋美清雄です。

今、辞職勧告が多数で可決されましたが、いろいろな賛成討論、反対討論と、山崎議員

からの辞職勧告の申し出というか、ありましたけれども、一つずつ、まず除草工事568万7,000円というのはわかりました。私の弟が幾らで下請けしたのかまずわかりません。

それと、全員協議会で私が弟に確認をするというお話をしました。それからヒアリングということで大越議員と山崎議員と議長とおりましたときに答えさせていただいたことも事実です。弟には文書で回答するように求めましたが、文書の回答は得られないというようにお話ししたと思います。ヒアリングはしましたので、その後、全員協議会では皆様にお話はしていませんが、議長がこれでいいということであり、そのまま私の回答はそれで全てです。

あと、若泉議員の県南水道とかのお話がありましたが、事務局にちゃんと伝えてありますし、農業委員会のことも、可決はされましたが……。 (「事務局から連絡ありませんと私にちゃんとと言いましたよ」と呼ぶ者あり) 寝ている人に何を言われてもわからないですけども。 (「確かめればわかりますよ」と呼ぶ者あり) 確かめてください。

○議長(船川京子君) 若泉議員、発言は控えてください。

○7番(花嶋美清雄君) 金額もまだわからないし、私的には、町に入札の辞退届も出していることで、弟とは二親等ではありますが、会社も別で何をしているかも、年に何回も会わないので、その確認はわからなかったもので、それは、これから山崎議員が執行部にその内容が聞かれているので、それをまた提出してもらって見せてもらいたいと思います。下請の内容と、それがまだわからないんで……。 (「正直に言ったほうが早いんじゃないの」と呼ぶ者あり) 一応文書、何でも文書で残そうと思っているんで、それは確認、回答が得られませんので、まだ私のほうでわかりませんので……。 (発言する者あり)

○議長(船川京子君) ただいま花嶋議員の発言中です。ほかの議員の方の発言は控えてください。

花嶋議員、発言を続けてください。

○7番(花嶋美清雄君) 議会で多数という可決されましたので、今後はこのように疑惑を持たれないように政治活動をまいってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長(船川京子君) 暫時休憩とします。再開を10時55分とします。

午前10時38分休憩

---

午前10時55分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長(船川京子君) 日程第1、議案第2号 利根町学校給食費条例を議題とします。

質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 3番片山 啓です。

第2号議案 利根町学校給食費条例について質問いたします。

この条例の改正案について、提案理由に教職員の業務負担を軽減するためとしていますが、施行規則案第5条に、学校給食費の徴収事務は学校長に委任するとなっておりますが、提案理由に反するのではないのでしょうか。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、片山議員のご質疑にお答えさせていただきます。

学校給食費を公会計化する目的につきましては2点ございます。

そのうちの1点が、議員のご質疑どおり、教職員の業務負担を減らすことが目的でございます。特に、未納者への対応が挙げられるかと思えます。学校長に委任する学校給食費の徴収事務につきましては、滞納分を除く徴収をお願いするという形になります。

学校では、毎月給食費の徴収また学級費、学年教材費、PTA会費など保護者から学校徴収金もございますので、合わせまして引き落としをお願いするというところで、今までどおり学校長に委任をいたすという形になります。

また、入金のお忘れの保護者の方もございますので、1回目の督促通知につきましては学校側をお願いをする、2カ月連続で引き落としができなかった保護者の方につきましては、滞納金として、学校から報告を教育委員会のほうにいただきまして、教育委員会で再度、督促状を送付し、それでも納付がされない方につきましては、児童手当を窓口で現金払いにさせていただき、そこから給食費に充当したいと考えております。

教職員の業務負担軽減、委員会のほうでは現在未納者がなしということでお話をさせていただいたかと思えますが、実際に27、28、29と未納者はございました。その際、やはり先生方が催告をされたり電話督促をしていただいたりということで、その分はなくなりますので、かなりの業務軽減になると考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） いずれにしろ、規則で学校長ということになれば、学校長が直接この事務を行うわけではありませんので、学校の教職員が実施することになります。公会計にするということで、公金の扱い、その他も疑念があるところでもありますので、再度見直しをしていただきたいなと思えます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、ご質疑にお答えさせていただきます。

各自治体におきまして、この条例の設置方法はさまざまでございます。町で給食費の条例をつくり規則をつくっているところもございますし、給食センター等がある市町におきましては、給食センターの設置管理条例、それをつくり、その下に規則をつくるという形

もでございます。

利根町の場合ですと、学校給食費条例を教育委員会にということになってございますが、こちらに関しましては、町長の権限に属する事務の委任及び補助に関する規則というものがございます。こちらは教育委員会に委任する事務、また農業委員会に委任する事務、そちらをうたっている規則でございますが、町長の権限に属する事務のうち、別表1に掲げる事務を当該行政委員会等へ委任することができるという規則がございますので、そちらに学校給食費の条例のほうを委任するという形で追加を考えておりますので、現在上程させていただきます。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、利根町学校給食費条例について質疑いたします。

今、片山議員からも質疑があったように、徴収と滞納の一部については学校でやるんだというようなことなだけけれども、これは、文科省は、2017年かな、学校がしている給食費の徴収業務を自治体が直接するよというよなことで、未納の保護者への督促や多額の現金を扱うことが教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっていると。それで、業務を移すことで負担を軽減するねらいがある、本当に今のこの改正で軽減できているよというよに思っているかどうか。

それと、学校給食施行令の中で、これ12条で、少子化推進に資することを目的にとあるんですよ。この辺のことは、どのようなことで、これ少子化推進と、今の流れに乗っていないというよりも反対のことを言っているよなことなので、その辺について考え方をお聞きします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石井議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食の公会計化にする目的につきましては2点ございます。

まず一つ目は、物価の高騰や給食費の未納などの影響により、生徒児童の給食の質、量を下げずに安定した給食を児童へ提供することが第1点目でございます。

そして、第2点目は、片山議員からのご質問にもございましたとおり、教職員の業務負担を減らすということで、どこまで教職員の業務が実際に負担できるのかと申し上げますと、例えば中学1年生で未納があった、1年間のうちに給食費また学級費など未納があった場合は、2年生の担任の先生にもそのことを引き継いで、必ず卒業するまでには納めていただくということで、先生方の引き継ぎ、またその内容等、家庭の事情等も連絡等も先生方が今までやっていただいていたところでございます。

毎月の給食費につきましては、学級費、学年教材費、PTA会費等の保護者からの学校徴収金もございますので、合わせて引き落としでお願いするという形で今までどおり学校

長にその部分をお願いするところでございます。

また、滞納者の扱いにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、2カ月以上滞納が続いた場合には、町教育委員会で直接督促状を送り、先生たちの軽減の負担に努めたいと考えておるところでございます。

また、国のガイドラインには地方公共団体が公会計化にしてというご質疑でございますが、そこに関しましては一応このガイドライン、令和元年7月に文科省のほうから出た、参考資料をもとに国のほうでガイドラインのほうは作成しておりますが、こちらはあくまでも先進的な、また先行事例ということで示されているものです。

利根町の場合は自校方式、また条例定数、職員の条例定数、教育委員会35名ということを考える中で、町長を、町としてお金を集め、町として支払いを全てするという業務につきましては、システム上また今の人員ではできないと考えております。

もう1点目の議員ご指摘の附則の第12条でございますが、こちらは訂正がございます。

2カ所訂正のほうがございますので、恐れ入りますが、お直しをいただきたいと思えます。

参考資料、利根町学校給食費条例施行規則案でございますが、まず、議員ご指摘の第12条でございます。少子化推進に資することを目的にということを書いてございますが、こちらは、少子化対策の推進に資すると、少子化対策の推進に資することを目的にということで、お直しをいただければと思えます。

あともう1カ所でございますが、第8条をごらんいただきたいと思えます。第8条で3行目でございます。当該認定された日の前日をもって学校給食費を徴収しないものとし、ということ載せてございますが、こちらは当該認定された日から給食費を徴収しないものとしということで、訂正のほうをいただければと思えます。以上でございます。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 教員の負担というところでお話をさせていただきたいと思えます。

月々の給食費が口座引き落としができないというときに、これまでは子供を通じて文書で引き落としができませんでしたというような形で、家庭へ知らせをいたしました。それも、やっぱり小さい子供は、うちは銀行引き落としができなかったんだなど、また周りの子供たちがそれを見て何らかの暗い気持ちを抱く子もいたのではないかなど。あるときから、そういった督促の手紙を封筒に入れて、周りにわからないような形で督促をするように、時代とともに変わってきました。

私が校長のときも、それでも納めていただけないという家庭には、教育委員会の職員とともに家庭訪問をしました。というのは、先ほども課長からお話がありましたように、教員の負担軽減ということで、そういったご家庭はなかなか夕方もお留守のときが多いです。また、夜になっても留守であると、帰宅の時間をねらって家庭訪問ということも

ございました。でも、急な訪問ですので、なかなか給食費が納まるということもありませんでした。

お金には使途が書かれていませんので、そのほかの教材費、あるいは修学旅行費、そういったものもどんどんたまってしまうというようなご家庭から、少数でしたけれども、ありました。

そういった負担軽減、教員の負担軽減というところで一番負担感があるのは、やはりそういった家庭訪問なり電話での督促なのかなということで、当時は、教頭、校長の管理職はかわって入金を督促したということがございました。

実際には、町がこうした形で公会計化が進めば、その部分だけでも町がやっていただけるといふこととありますと、すごく楽になるなということとはございます。以上です。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） 先ほど石井議員からご指摘をいただきました施行規則案のほうでございますが、今議会で条例のほうをご承認いただければ、3月の教育委員会のほうにかけたいと思います。それまでにはもう一度、規則内容を精査いたしまして、石井議員からも、平成30年9月に町の公会計化についてはご提言をいただいております。いろいろな条例の形の制定の仕方はあると思いますけれども、現在、提案させていただいております形が利根町には合っているのではないかと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今までの答弁を聞くと、徴収と滞納というようなことなんですけれども、実際には、国が言っている給食費は自治体が徴収するよというよなことは、先ほどの答弁では、これは先行事例なんだよというよなことなんで、実際には余り、この公会計にするんだと条例なったんだけれども、余り、先にもっともっと先生方の負担を減らすよな形には、今の答弁を聞くとなくなっているように思われるんですよ。

教育長も言ったように、答弁では徴収が本当に大変なんだと、滞納者のやつは、先生方が、あるいは事務員さんが、何としても、食べているわけだから、何としても支払いしてもらうよなというよなことなんですけれども、この辺を何とか国が言っている公会計に一日も早くできるように教育長も努力していただきたいなと。

これで質問を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第2号 利根町学校給食費条例について質疑します。

重複いたしますので、1点だけ、食物アレルギーなどある児童生徒の給食費の減額はどうか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員のご質疑にお答えいたします。

食物アレルギーのある児童生徒の給食費の減額につきましては、牛乳アレルギー、こちらによります牛乳を停止された方のみにつきまして減額をさせていただいております。

給食代金の保護者負担分につきましては、毎年県知事から金額及び牛乳の提供事業者の通知がございますので、供給提供する予定回数分の牛乳代金を減額いたしまして、給食費のほうは徴収をさせていただくという形になっております。

また、その他の食物アレルギーの方につきましては、献立表、議員もご自宅でごらんになっているかと思いますが、こちらの献立表に、その日の1カ月分の献立表の中に、児童生徒にバランスのよい食事をとってもらおうということで、第1群から第6群まで、筋肉や血になるんだとかいろいろ書いてございます。その中に、その日の成分が全て載っておりますので、それは前もって保護者の方がご確認をいただいて、アレルギー食材が給食に入っていて食べられない場合には、おかずだけを持参していただく、ご飯、牛乳はそのまま給食として提供をさせていただいておりますので、そういう方については減額という対象にはならないという形でご協力いただいているところです。以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 牛乳は記載されていたんでわかりました。

学校に確認させていただいたんですが、ほかの小麦アレルギーとかそばアレルギーとかあると思います。その場合は、一つずつ、もちろんその子は食べられないですけども、学校としては、その日または月、そういうものが入っている場合は給食費はとらないということは、各家庭で持ち込みという話になっていると言われたんですが、それは今課長の答弁とは違うんですが、そこはどういう感じなのでしょう。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それではご質疑にお答えいたします。

私が今、ご質疑に回答させていただきましたところは、おかず全てではない、今議員おっしゃったように、いろいろ、第5群というところで、いろいろなエネルギーになるもの、麦、米、そばとかいろいろあると思うんですが、そういう一部の食材だけが入っている。保護者の方もまるきり、丸々お弁当を持っていかせて、ほかの児童生徒さんたちと違うものを食べさせること自体を余りよしとしていないご家庭が多いです。その子だけ違うもの食べているというようなことが、また児童生徒の間でも話題になったりとするようなこともあるみたいなので、基本的には食べられないおかずを持ってきてもらう、ご飯と牛乳は提供するというのが基本だと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 学校と今回答が違うんですが、一部入っている、また鍋、釜が同じものを幾ら洗ってもアレルギーは発生してしまうというおそれがあるので、保護者、生徒には給食はご遠慮いただいとお弁当として持ち込んでもらうということで、その月と

かその日によって減額しますというお答えだったんですが、そことまた食い違っているんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それではご質疑にお答えいたします。

私が申しているのはおかずの話なんです。ですから、もしその保護者の方がご飯も牛乳も要らないよと、丸々お弁当を持っていくんだと、それが月に5日も6日もありますということになれば当然給食費はとりませんが、おかずの部分だけをご自宅から持って行って、みんなと同じご飯を食べてみんなと同じ牛乳を飲んでという方については、給食費はいただいているということでございます。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原でございます。

これまでの各議員の質疑の中において、青木課長は、条例の制定についていろいろあるよと。今回は、教育委員会としてはこういう形で条例の制定を図っていくために上程したんだというようなお話がございました。そもそもそこに私の質疑の出発点があるわけでございます。

もう一つ、ちょっと苦言を呈しておきますけれども、当日に条例の訂正等はこれ許されませんけれども、施行規則の案ですから、それはいいとしても、当日に修正されると困るんですよ。こういうことがあって、なおさら本条例のほうの施行がどうなのかなということも含めて、あら探しではございませぬけれども、質疑をしようとしているわけですから、最初にこの施行規則見たら、誰だって、今、少子化推進をしている市町村なんていませんよ。何でこういうことを施行規則の中で取り上げてやるのかなということも含めて、その本文がどうなのかなということで、その質疑を立ち上げてきたわけなんです。

それで、いろいろお話しはしていただきましたからあれなんですけれども、もともとのその考えが違ふのであれば、これは意見が食い違ふのは当たり前なんですけれども、お聞きをしていきたいと思うんです。

まず、この条例の趣旨なんですけれども、給食費の徴収に関する事項ということなんですよね。これがどうもひっかかってくるんですよ。給食条例で、要するに給食費という大きな題の中で条例を制定していればいいのに、なぜその趣旨が徴収に関する事項を定めをしなきゃならないのかと。

先ほども質疑の中でお話を聞いていましたら、学校は関係しないんだよ。督促以外はやるけれどもというようなお話だったんだよね。督促以外でも何でも全て徴収なんだけれども、これがどうも第1点で余り理解できないんで、これは説明してください。

それから、もう一つは、根本的に違ふからずっと来ちゃうんですけれども、第2条の定義の中で、第16条に規定する保護者、これ16条、19条も関係しているのかな。保護者等に準ずる者ですね、これがなぜ教育委員会規則で決められなきゃならないのかというのがあ



るんですよ。この規則のほうの第3条と何かダブっていて非常に理解しづらいというのがあります。

それから、第3条の給食や第4条か、その徴収云々なんですけれども、学校は督促は扱わないけれどもということなんだけれども、ここに、要するに、文科省のほうからは、学校では給食費は地方公共団体に任せなさいと、こういうことになっているんですよ。そういうことがあって、あるのになぜ教育委員会でこの条文をつくらなきゃならないのか、それが不思議なんですよ。

それを受けて、町の行政がまず条例をつくって、その条例からの教育委員会からの委任、行政機関ですからね。行政機関としての教育委員会が委任するんであれば話がわかるんですよ。なぜ委任機関みずからが、この事務をやったり、お金を取ったり賦課したり徴収したりしなきゃならないのか、その辺なんですよ。

だから、いろいろ各市町村によっては条例の作り方がいろいろあると思うんですが、一番上の文科省からのその文言のとり方によって、解釈によって、大分違ってくるんですよ。

青木課長はそのような考えであるんだけど、私はまず町長、部局である町長、ここに町長と書いてあるんですから。地方公共団体の長というのは町長ですから、町長がしかるべき条例を策定すべきだよというふうに私は思っている。それからの委任事務として、教育委員会がそれを受けて仕事をすると、それが規則で決められるというような、その流れでいくべきなんだろうけれども、ここでは教育委員会規則や何かいろいろ出てきちゃっている、条例そのものに。それをどういうふうに私理解していいか私はわからないので、それを説明を求めるために各条文ということで書かせていただいたんですよ。

それから、提案理由の中での教職員の業務分担の件、これはいいですよ。上からの法もそういう形の文言で来ていますから。だから、この軽減をするためにやるのであれば、それは教育委員会である程度考慮しなきゃならないんだけど、その大元のもとについては、やっぱり町の地方公共団体がすべきだと思うんです。今に、これは将来の話でしょうけれども、町内の県の教職員の人事権まで今、首長におろすとしている動きも、問題はあるんだけど、そういう動きもある中で、これはちょっとおかしいということで、各項目について説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、利根町学校給食条例第1条趣旨の3段目でございます。学校給食費の徴収に関しということがどうなのかということでございますが、こちらの趣旨につきましては、やはり自治体、いろいろさまざまでございます。近隣で言いますと、牛久市、美浦村さんなど

はやはり学校給食費の徴収に関しという条文になっています。また、隣の千葉県の船橋市などでは学校給食費に関しという言葉を使っております。

こちらは、なぜこの言葉を使ったのかということは、利根町に関しましては、滞納整理、未納者の徴収等も行うということで学校給食費の徴収に関しという言葉を選んで使わせていただいているとご理解いただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、まず給食費条例を自治体でつくって、その下に規則を定めてというやり方をしている市町村もございますし、今回、教育委員会から議案として提出させていただいたような形で、条例をつくり条例の中で教育委員会に振るという形もいろいろな自治体で行われている条文の方法かと理解しております。

また、条例の第2号の第2項、学校教育法第16条に規定する保護者ということが第19号ではないかというご指摘でございます。（発言する者あり）済みません。そうしますと、あと第4条の学校給食費の徴収というところでございます。

こちらは学校給食費負担者、学校給食費を徴収する、誰から徴収するんだということを明記しております。この中の保護者等教職員その他、その他学校給食の提供を受ける者、その他というところでございますが、こちらにつきましては、県職員また私ども町職員が学校等に訪れて昼食等を児童生徒さんと一緒にトライしていただく場合、1食当たりの金額をお支払いするというをはっきりと明文化していると考えております。

また、教職員の軽減をするための、これが条例に本当になっているのかというところでございますが、これに関しましても、未納者、滞納者への電話の督促、また電話をすることによって、先ほど教育長からもお話がございましたが、児童生徒さんと先生の関係性が余りよくなかったりとか、毎日電話してきているとかという、そういうことにはもう教職員の方は一切携わらないということになりますので、かなりの精神的な軽減につながるものと考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 給食費の公会計化、二つのねらいがあると思うんです。一つは給食の安定的な供給、もう一つは教員の働き方改革ということで、膨大な勤務時間、御存じのように教職員には教職調整額、給料の4%が上乘せになっておりまして、働かせ放題、働き放題の実態がございます。それを、国は、中央教育審議会の中で、もう一度教員そのものの本来の仕事を見直ささいという答申が出されました。

その中で、基本的には学校以外が担うべき業務として四つほど挙げています。

登下校に関する対応、これはボランティアの方々が立哨などなさってくださっています。それから、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応。3番目に学校徴収金の徴収管理、ここだと思っんですね。これは、学校以外が担うべき業務として中央教育審議会が挙げています。

それから、二つ目に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として、調査

統計等の回答，これは事務職員がやればよいというところです。同じく，児童生徒の休み時間における対応，これは輪番で教職員が当番を決めて，あるいは地域の方々に入っただけで，子供の安全管理を休み時間やっただけ。

それから，校内の清掃も挙げています。これも同じく輪番制やボランティアにやってもらったらどうだというところです。それから部活動。さらに教師の業務だが，負担軽減が可能な業務として，給食時の対応，これは学級担任と栄養教諭などが連携をして子供の給食時の指導に当たってはどうかというところです。

そのほか，授業の準備，学習評価，成績処理等々あるんですが，先ほど申しあげました教員の働き方改革の中での法改正，つまりその4%を削った形で，令和2年度の1月に改正の給特法が成立をしました。

そこで，大きなポイントは二つございます。

一つが上限ガイドライン，つまり教職員の時間外勤務を月の45時間以下に下さいというところです。それから年間時間外勤務を360時間以内に下さい。それともう一つは，教員が忙しいのは4月，5月，6月あるいは9月です。そのときには，1日当たり10時間勤務オーケー，さらに1週間の勤務52時間オーケーということはどこかでしわ寄せが来ますよね。それを，夏休みや冬休みのときにまとめどり，休日のまとめどりを下さいというような改正の給特法，教職員給与特別措置法が成立をしました。その施行が，7条のほうですね。時間外勤務45時間の7条のほうはこの4月から施行ということになっています。

繰り返しになりますが，そういったこともありますので，給食費の公会計化の部分だけでも議会で通していただければ，かなり先生方の負担感というのは減るのではないかなというところです。以上です。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） 先ほどのご質疑の中の私の答弁で不足していた部分がございますので，つけ加えて説明をさせていただきます。

井原議員から，そもそも何でこの学校給食費条例を教育委員会で作るんだと，町で何でつukらないのというお話がございましたが，こちらは先ほど述べさせていただきました，利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則，これが教育委員会と農業委員会の事務が載っているということは先ほどご説明させていただいたと思います。

この別表2のほうに，共通事務といたしまして，議会に付する議案の作成をすることというのも教育委員会のほうに執行を任されているということから，町部局ではなく，教育委員会部局から今回の条例を提案させていただいたというところでございます。

また，この条例がご決議いただければ，この規則の中に，利根町長の権限に属する事務の委任及び執行に関する規則の中に，一部を改正いたしまして，利根町学校給食条例施行に関する事，これもつけ加えさせていただく予定で，教育委員会のほうには提出しようと思っております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ答弁をいただきましたが、私からすれば全部矛盾だらけだというふうに言わざるを得ないんですよ。町長の権限に関する云々は、これは町長部局で初めて判断することであって、教育委員会の一行政委員会が判断することではないんです。私はそう思っているんです。まして新条例ですよ。新しい条例がつけられる、これは行政側の、地方自治体が行う事務として条例がつけられるわけですから、基本的には。その条例を受けて、教育委員会、行政委員会が、今度は細かい細則をつくって、今いろいろ細かいことまでお話ありましたけれども、それを執行していくというのが私の考え。いくというのが正しいのではないかということでもって意見を述べているんです。

今、青木課長が言った、船橋市や何かいろいろ近隣のこれまでの、以前からもうやっておられる条例、私も見させていただきました。でも、どれとして、何か納得するような条例はなかった。まして、これ今回の国からの答申というか、そういうもの以前につくられた条例もあるような感じがいたしますよね。ですから、そういうことであるような感じがするんです。

これ、教育委員会ばかりご答弁もらっていてあれなんですけれども、行政のほうで、条例を制定するのは、新条例は各行政委員会で作られても、案はつくられても、最終的に調整するのは行政だよ、地方公共団体の長だよ。まして、予算に関することは、財政課長もこれ当然チェックしなきゃならないですね。

そういうことで、私は一生懸命、今回、我々というか保護者というか先生というか、いろいろな方の意見、負託にこたえて、今回公会計に踏み切った、踏み切ろうとしている、これは評価するんですよ。評価しますけれども、どうせだったら出発点から、そんなよその条例なんか参考にしないで、これは欠点があるなと思ったら、それを修正して、本来の条例をつくって出発したらどうですか、私はそう思うんですよ。

それで、特に、できれば、それから財政課長も予算の立場から、これ予算伴いますから。予算を伴う条例は財政課長に相談しなきゃならないですね、これ財務規則か何かにたしかそういうふうにあったような記憶があるんで、その辺の考えもちょっとお答えください。

ということで、出発点が違うから、教育委員会はもういいです。今度は執行部の地方公共団体のほうにその考えをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員のご質疑にお答えいたします。

総務課、財政課と相談しているのだろうということでございますが、その辺は当然、予算も絡むことですし、新しい条例をつくるということで、両名の課長また町長にも相談はさせていただいております。

先ほど来、井原議員から、そもそもの考え方のスタートが違うんだというお話を何回かいただきましたが、教育委員会といたしましても、どの形が一番現在の利根町に合ってい

るのかということを考えて、今回の議案第2号の条例を提出させていただいたところですが、この内容に関しましては、町長が制定する条例に教育委員会で定めるということについての見解として、地方公共団体に携わっています株式会社ぎょうせいという会社の法制担当にもいろいろ相談をして、この条例また規則案についてふぐあいがないか、先ほど規則のほうで訂正2カ所ございましたが、条例の中に教育委員会の規則で定めるものとするということは条例としては何ら問題はないという回答はいただいております。以上です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回の給食費条例につきまして、総務課のほうの見解を述べさせていただきます。

条例の策定につきましては、町長が提案することになります。ただ、その原案につきましては、各行政委員会からの事務職員が作成することも当然でございます。

今回の条例につきましては、町長のほう、我々も含めて、教育委員会のほうと話し合いました、こういう形の条例がよかろうということで策定しています。そこで法制の担当である総務課のほうとしては、教育委員会のほうでまず何をどうしたいのか、どういう条文構成でつくりたいのか、規則にはどういうふうに記入していくのかというようなことをもとに、法制上、要するに第何条ではこういうふうな文言の使い方がいい、こういうふうに書いたほうがいいということで指導させていただいております。その結果として、今回の給食費条例の内容の上程となったということでございます。

さらに、今、青木学校教育課長のほうから答弁ありましたとおり、市町村によって確かに条例はさまざまでございます。それは、技術的なところとして、町としてはどういう定め方にしていくのか、当然、他市町村とも違った文言の使い方をする場合も当然でございます。ただ、内容の解釈がそうであれば、法制のほうとしては当然認めてそういう条文構成をとっていくということでございます。以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 行政側の考え、十分私は理解しているつもりなんですよ。

さっきも言ったように、教育委員会で一生懸命やろうとする、その姿勢はわかるんです。条例制定まで教育委員会で、行政委員会でつくろうとする、意図はわかるんだけど、それよりも、まず教育委員会、行政委員会、いろいろ先ほど教育長述べておりますけれども、それは委員会としての仕事なんで、委員会はどういう立場にあるんだろうかということを見ると、行政のそういう賦課徴収みたいな、そういう事務は本来はやらないほうがいいんですよ、これは、本来は。教育委員会は教育委員会、だって教育委員会というのはやはり政治的中立とか、いろいろあるんじゃないですか、首長からの独立性とか。

その中で、そういう細かいことを今までやってこられたのは大変だったと思う。思うけれども、今後はその働き方改革の中で言っているように、教育委員会ではそういう事務は

もうやらない。あくまで、個人のそれぞれの人間の精神的な価値の形成を高めるために努力されたほうがいい、俺はそういうふうに思うんですよ。そういう立場から今申し上げている。

だから、やる気は十分わかるんですよ。青木課長もこれ一生懸命つくって、教育委員会で規則でどういうふうにするかということいろいろ苦慮されていること十分わかるんだけれども、そこにもう一つ行政が、せっかく文科省でこういうふうに地方公共団体でやれよということになったのであれば、じゃあうちのほうで条例ぐらいつくってやろうと、委任として教育委員会でやれよと、そういうふうな条例をつくったほうがすっきりするな。そういうことで、意見になっちゃいましたけれども、そういうことで申し上げたところです。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

本案に対して、井原正光議員外3名の議員から、お手元に配付した修正の動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） それでは、議案第2号 利根町学校給食費条例に対する修正動議を提出させていただきます。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、修正案を添えて、別紙のとおり提出をいたします。

別紙のほうをちょっとごらんいただきたいんですが、それよりも、行政もよく用いております参考資料の修正対照表、これを見ていただきまして、その変わった点について申し上げたいと思います。

まず、そのアンダーラインを引いてあるところが修正部分でございます。提案条例が「学校給食費の徴収に関し」、その部分を「学校給食費に関し」と、そういうふうに変更するものであります。

それから、「準ずるものとして、教育委員会規則で定めるものをいう。」、これ第2条関係なんですが、それを修正案では、「準ずるものをいう。」、教育委員会規則で定めるもの、これを削除いたしました。

次に、第4条関係でございますが、「生徒の保護者等教職員その他学校給食の提供を受ける者」と、こう書いてありますけれども、「生徒の保護者」で学校教職員を除きました。学校給食は教職員に提供するものではありません。児童生徒、それを主体に提供いたします。もっともそこに来た場合には、それは提供することはいいわけですが、専ら教職員に提供するための学校給食ではありません。学校給食法にはそういうこと書いてありません。

それから、第2項でございますが、「教育委員会規則で定める」を、「学校給食費の額

は町長が定める」というふうに修正をさせていただくように提案してあります。

それから、第5条でございますが、これを削除いたしまして、修正案では、第4条の3項として、教育委員会の規則ではなくて規則で定める、町の規則で定めるというふうに修正をさせて、提出してあります。

それから、1枚めくっていただきまして、減免でございますけれども、教育委員会規則で定めるところにより学校給食費を減額し、また免除することができるというのを、町長は、法第19条に規定する援助を受けている保護者であって必要があると認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは学校給食費を減額し、または免除することができるというふうに修正したほうがいいのではないかなど。

蛇足になりますけれども、まだ教育委員会で、私が一般質問の中でやった要保護準要保護の拡幅というか、該当者等についてのいろいろなやつがまだ示されていないんで、これが4月1日からとなると、その辺も何かちょっと、これは蛇足ですから、これと関係ないですけれども、何か関係してくるのかなというふうに私は思っておるところでございます。

それから、第7条については、これを削除するというようなことで、あとは同じでございます。

そういうことで、この提案そのものは学校や教職員の業務の負担の軽減と、もちろん子供たちに良質な給食を提供することには、提案理由としては変わりございません。

以上、修正案を提出したいと思います。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、修正案に反対する議員の発言を許します。

次に、修正案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

修正案について採決を行います。

井原正光議員外3名の議員から提出された修正案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を13時30分といたします。

午前 1 1 時 5 7 分休憩

---

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第 2，議案第 3 号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は 1 名です。質疑を行います。

8 番井原正光議員。

○8 番（井原正光君） それでは、議案第 3 号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回、地方自治法の改正による新規条項の追加によりということで条項のずれがあったわけなんですけれども、この改正によって、これまでの監査委員体制にどのような変化をもたらすのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

今回の地方自治法の改正及びこれに伴う条例改正のいずれにおいても、監査委員体制に影響を及ぼす改正ではございませんので、体制に変化はございません。

今回の地方自治法の改正と条例改正の関係をご説明させていただきますと、今回の法改正は、これまで条例で引用していた 243 条の 2 の職員の賠償責任に関する規定、これを 1 条繰り下げまして、これを 243 条の 2 の 2 とし、新たに第 243 条の 2 として、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定、これを加えるという改正でございます。

この改正により、条例で引用していた第 243 条の 2 が第 243 条の 2 の 2 に繰り下がりましたので、そのずれを修正するというのが今回の条例改正でございます。よって、条例で定める内容に変更はなく、また監査委員の体制に影響を及ぼす改正ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8 番（井原正光君） 利根町の監査委員の活動というか、監査そのものには今回の上位法のずれは影響ないというようなお話でございました。

それはそれでいいんですけれども、去年の第 1 回、私が当選したときに、実は監査委員の条例等についていろいろ申し上げたことがあったんですが、この上位法の改正は政令市、知事とか政令都市等に関するほうが多いかと思うんで、市町村のほうには努力義務かと思えますけれども、賠償責任等の監査、この条文からはあらわれてきませんけれども、そこ



に隠れている、何と言いますか、物がいまいち見えてこないんですよ。

ですから、もし上のほうから通知等が流れていたら、直接私どものほう、指定都市じゃないんで、関係ないといえば関係ないんですけども、その辺のことについて、もしわかったら、わかったのであれば、例えばこの前というか、去年私が言ったのは、議会議員から監査委員を出さなくてもいいよというような改正だよ。でも、それは上位法にはそういうこと書いていないんだよ。書いていないけれども、それを読み解くことによると、そういうことが裏づけされていると。それは市町村の努力義務だということになっていて、政令市なんかは、それは実行するということになっているんだけど、今回のこの改正の内容というのは、何なのかな。その続きなのかそれ以上のものなのか、以下であるということはないんだけど、その辺もしわかったら、わかっているのであれば、ちょっと知りたいなということでお聞きしています。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） あくまで今回は条項のずれを改正したものでございまして、そこまでは本日資料を持ち合わせておりませんので、ご答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） もう1回聞きます。もったいないですからね、もう1問残っていますから。

ここに職員の賠償のこと書いてあるんですけども、これがもし長の賠償責任に及ぶ場合はどのような取り扱いになるのか。例えば町長がよかれと思って執行している。それが住民から、あれは不当だと、そういう場合の監査の仕方、それはどうなるのかなということで、今、持ってきましたね、今度は答弁できると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

職員でも何でも、私が思うのには、町長もそうなんだけれども、要するによかれと思って公金を支出しているわけですよ。それが住民にとっては、あれは無駄な支出だよということで監査請求来ますよね。そのときの扱いはどうするんだと。

だから、この法の改正の裏側にある部分というのは、そういった場合の計算方法とか何とか裏の部分があるんじゃないかということで聞いています。だから、それが少しでもわかれば、町長は知っているんでしょうけれども、自分の町の執行でもやりやすい部分なんじゃないかなと、注意しながら支出するんじゃないかなと、そういうふうにして、もちろんこれは監査委員がすることなんですけれども、我々もそれを目を光らせているわけなんですけれども、その辺のことについてお聞きしています。もしわかれば。終わります。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回の地方自治法の改正ということで、法律の解釈ということになるかと思うんですけども、地方公共団体等の損害賠償の責任につきましては、令

和2年4月1日から施行されますが、町においては、これはまだ義務ではございません。今後、その市町村の中の条例で定める等については検討していくことになります。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第3号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第4号 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第4号 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第4，議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5，議案第7号 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 8番井原です。

霊園の条例につきましては，今回値下げするというようなことで，大変良法だなというふうには思いますけれども，基金がある中で，このぐらいの値下げではどうにもならないので，どうせだったら，基金が枯渇するまで大分かかるんですね。10年以上かかるでしょう，今の予算，今現在700万円ぐらいでしたか，そのお金でも10年以上かかることを思えば，ゼロにしてもいいんじゃないかな。少し値下げ幅が少ない。どうせだったら全部還元しなさい。あと10年もたてば骨の埋める方法も変わるし，人間の考えも変わるし，基金にしておいてもしょうがないと思うんですよ。であれば，還元しちゃえというのが私の考えです。終わります。

○議長（船川京子君） 次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは，賛成討論をいたします。

先ほど反対討論の中で，井原議員は，基金があるからゼロにしたほうがいいんじゃないかというようなことなんですけれども，これは，あくまでも大きな災害等があったときに，これをまた霊園を持っている人たちがみんなで負担するというようなことになっては，私は大変だなと。

ただ，4,000円を今度3,000円にするというようなことで，幾らかでも個人負担が少なくなったというようなことについては，これは霊園を持っている1,200名ですか，その人たちは大変喜んでいるというようなことも耳にしますので，この条例改正については賛成をいたします。

○議長（船川京子君） 次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第7号 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって，議案第7号は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6，議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑通告は1名です。質疑を行います。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。

議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について，1点お伺いいたします。

参考資料の2ページ目，コミュニティセンターの管理運営に関する事業計画書の内容について，令和2年から2期目の事業計画が1から4番まで挙げておられます。この3番と4番について，詳細をお伺いしたく思います。

町民の利用率アップ等も念頭にあると思いますが，交流施設として機能していただいたいという思いから，3番，4番がどのようなものなのか詳しく知りたいのでお聞きいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは，石山議員のご質疑についてお答えさせていただきます。

一つ目の議案第13号，参考資料のコミュニティセンターの管理運営に関する事業計画書の3，コミュニティセンター利用の広報活動，こちらでございますが，こちらにつきましては，現在，月1回発行しております「広報とね」において，シルバー人材センターのPR広報が掲載されております。その中で，コミュニティセンターの利用者のサークルの活動写真，または利用を推進するための広報を掲載していきたいという形で伺っているような状況でございます。

続きまして，次の各種講座の開設利用につきましてご説明いたします。

こちらのほうにつきましては，シルバー人材センターによる自主事業でございまして，現在は町民を対象とした講座を開催することによりまして，町民の生活の向上や不安の解消を図ることを目的に講座を開催したいということでありました。

計画書にも記載してあるかと思いますが，第1回目につきましては相続についてということで予定をしているそうです。こちらのほうの主な内容といたしましては，相続の知識または相続のトラブル，こちらのほうの事例などを含めた講座を開催したいということでございます。

また，今後，2回目以降の講座につきましては，利用者から，またアンケートを行いまして，今後の講座の内容を決めさせていただきたいという形でございました。

説明については以上でございます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第14号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第14号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第15号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第15号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（船川京子君） 日程第9，議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算から日程第15，議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

この件については，3月2日の本会議において予算審査特別委員会に付託しておりますので，審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員長新井邦弘君登壇〕

○予算審査特別委員長（新井邦弘君） それでは，本委員会に付託された議案について一括して報告いたします。

本委員会は，令和2年3月2日，本会議において設置され，議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算から，議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7議案について付託されたものです。

予算特別委員会は，3月12日を除く3月9日から3月13日までの4日間，委員11名出席のもと開催し，町長，教育長を初め，各課長及び担当職員の出席を求め，慎重なる審査を行いました。

令和2年度利根町一般会計の予算の総額は60億3,609万4,000円です。

次に，令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算は，事業勘定が21億8,883万円，診療所の施設勘定が1億4,761万2,000円。

次に，令和2年度利根町公共下水道事業特別会計の予算の総額は3億2,182万2,000円。

次に，令和2年度利根町営霊園事業特別会計の予算の総額は701万2,000円。

次に，令和2年度利根町介護保険特別会計の予算の総額は14億7,506万6,000円。

次に，令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算の総額は1,214万円。

最後に，令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計の予算の総額は4億9,657万4,000円であります。

一般会計，特別会計の総合計は106億8,515万円で，前年度より4億429万2,000円の増額となっておりますので，今後も行政改革を進め，歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上，今定例会で付託された議案は全て原案のとおり可決しております。

ただし，議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算においては，峯山委員から防災事業や公共交通の充実に力を入れている旨の反対討論がありました。

表決の結果，賛成6，反対5であります。詳細は，賛成が山崎委員，大越委員，石山委員，五十嵐委員，若泉委員，そして私，新井の6票で，反対が峯山委員，片山委員，石井委員，花嶋委員，井原副委員長の5票でした。

それ以外の議案については全会一致でございますので、なお、審査の詳細につきましては、全議員が委員会に出席しているため割愛させていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

議長を除く全議員が委員のため、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

それでは、議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番井原正光です。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算について反対討論をいたします。

令和2年度における町の各般の需要を満たす予算が示されました。総額は60億3,609万4,000円であります。

まず、第2表において、継続費、令和3年度までの総額1,333万2,000円と、年割額の支出することが定めてあります。

第3表においては、債務負担行為4,704万3,000円が、令和2年度から令和7年度の期間で、将来にわたり債務を負うことが示されました。この債務負担行為は、令和元年度、議案第7号、一般会計補正予算（第5号）の中にも、令和2年度、いわゆる今年度から、令和6年度の期間で、総額1億5,415万4,000円が将来に債務を負うことが決められております。合わせて2億円近い債務が将来にわたって約束されてしまいました。

令和元年度は関係ない、令和2年度の予算審議だという声もあるかと思いますが、利根町は今年度以降、この2億円について債務を負う契約を結ぶことになるわけであり、町の税収入が減少している中で、実質的な闇起債だというふうに私は思っております。

第4表、地方債、総額7億420万円、臨時財政対策債1億5,300万円、過疎対策債5億4,840万円が主なものです。臨時財政対策債は、地方財政支援の一環として地方交付税の必要額を下回る不足分を国と地方が折半して補填するものであります。

総務省は、臨時財政対策債の元利償還金相当額を地方交付税の基準財政需要額に算入し、交付税で措置するというふうに言っています。しかし、当町は人口が減少を続けているため、交付税で措置しても元利償還金に見合う交付金の歳入は見込めません。当町のように依存し続けると、財政運営は厳しさを増すばかりであります。

過去の借り入れ状況見ましても、年々ふえている。また、平成30年からは2億円をちょっと下回り、令和元年度には1億5,900万円、それで令和2年度には1億3,000万円というふうに下がって2億円は切っております。

しかし、その分といっただけでしようけれども、今度は逆に過疎対策債が増加をしています。この過疎対策債は逆に増加しているんです。この臨時対策債についても、新聞等で

見ますと、茨城県議会の中でも議論をされておりまして、抑制について、抑制するべきじゃないか、将来にわたりこれは大変だというようなことで、なるだけ自主財源でというような議論がされている。しかもこれは茨城県自民党40名の意見であります。これは既に町長はご承知のことと思います。

また、過疎対策事業債、これは過疎地域自立促進特別措置法第6条による町の計画に基づく公債ですが、充当率は100%、大変使い勝手がいい公債であります。しかし、元利償還金70%は地方交付税の、これまた基準財政需要額に算入し、交付税で措置されるというふうになっています。

さきにお話ししましたように、基準財政需要額は、土木費とか教育費とかという行政項目別に、町の人口、児童生徒など、これを基礎に算出されます。人口減少が続いている当町では、元利償還金相当額は、地方交付税で交付は見込まれません。つまり毎年度、確実に借金するたびにかさんでいくということになるかと思えます。

使い勝手がよい公債ですが、毎年少しずつ財政を圧迫し続けているということを指摘しておきます。

その過疎債ですが、町の肩がわり事業として進められている103号線の事業があります。県が事業を施行し、町は償還金には無関係、関係なしということで、事業完成の際は、羽根野台・早尾台ともえぎ野台が道路1本でつながり、人の交流がよくなり、町の経済効果、発展によいというふうにされていますけれども、果たしてそうなのだろうか。そこに住む人々にとっての負の面もあるような気がしてなりません。

交流交通の便はよくなると思いますが、町として今減少が続いている地方税の増収強化を図るために、税の負担を強いることになるのではないのでしょうか。つまり、都市計画税です。減少している地方税の増収拡大も視野に入れることになります。これは大変重要なことだと思えます。

戻しまして、今、町は、これら公債は赤字公債と言うべきですが、これが、要するに借り入れて公債、借入金なしでは予算が組めない、そういう状況にあります。ですから、事業の選択に当たっては慎重にし、借り入れを控えるなどして腰を据えた歳出歳入改革に真剣に取り組むべきだ。口先だけでは、そういう形跡がどこにも見当たりません。まして今、コロナウイルス流行しています。多くの人たちが購買力が落ちています。消費税減税の話も出ております。果たしてこの予算のとおり交付税が来るのだろうか。人の購買が落ちれば、地方交付税の基盤となる5税の減収が見込まれるわけでありませぬ。

そういうことを十分に考えて、この新年度の予算は、執行はできるだけ私は抑えるべきだと。国の経済対策が見えるまで、予算執行は少しでも抑えるべきではないのかなというふうに思っております。

次に、地方税です。12億5,900万円計上されていますが、毎年、特に個人町民税の減収が続いています。平成30年度の決算額が13億5,385万2,000円ですから、令和2年度も最終



的には、このぐらいの金額、あるいは以上になるのかなと思いますけれども、今の経済状態からは、ちょっと予測がつかない、そういう状態であります。

しかし、平成30年度と今年度の当初予算を見ると、約1億円が予算に計上されていないことがわかります。

また、地方交付税は本年度18億2,394万5,000円計上されています。平成30年度決算額は18億8,837万5,000円ですから、それを差し引きますと4,243万円。ここでも、最終的に予算に計上されない額がある。この地方税と地方交付税を合わせると約1億5,000万円が予算に計上されていない。決算ではもっとふえるかどうかは、今後の国の経済状況でわかりませんが、このぐらいの繰り越しは出るだろう。

この金額を仮に予算に計上したとすれば、今申し上げました赤字国債を減らすことができるのではないか。公債を借りなくても自主財源でできるのではないか。つまり、元利償還金の額を減らすことができるというふうに私は思っております。

苦しい台所ですから正確に算出して、法にのっとり、総合予算主義をなぜ取り入れないのか。これは私ども議員にも責任はあります。予算委員会で細かく突っ込まないのが、聞いていかないのが原因の一つでもありますけれども、やはり私は、行政担当者みずからが、やはり正確にそれを算出して、こういう財政硬直化しているわけですから、その打開策として、この総合予算主義を積極的に取り入れたらどうかというふうに思っております。

総合予算主義は、私から言うのもなんですけれども、皆さんご承知だと思うので、よくそれを考えてやっていただければというふうに思います。

町政運営もガラス張りにして、誰もが納得の上で借金をし、行財政運営することによって、行政も我々議会も町民に信用されていくのではないかというふうに思っておりますし、そのようにしたいなというふうに思っております。

次に、歳出について申し上げますが、今申し上げましたように、硬直化が進んでいる中で、過疎債を財源とした事業が増加しております。ハード事業に限らず、ソフト面にも充当されています。ハード事業であるなら、この世代間の負担になりますから、後世の人も利用するからよしとする考えはありますけれども、そのソフト事業に過疎債を充当し、住民福祉サービスをする、これははっきり言って考えものです。それだけのサービスをして財源がなくなると、このサービスを打ち切らなければならない。これは大変な問題になります。痛みが生じます。まして、いつでも私指摘しておるんですけれども、観光協会の花火の費用への補助金、これは毎年数時間で終わってしまうんですよ、ぱっと。これは私はやめるべきだな。町民の皆さんの喜ぶ声、子供の歓喜ある高い声など大変耳ざわりはいいんですけども、どうせだったらやはり寄附に頼って、借り入れではやらないというのが私は筋だろうというふうに思っています。

構成比を見ると、民生費が32%、総務費が14.5%というふうに高い伸びを示しています。その中で、人件費等も13億3,692万1,000円、地方税が12億5,950万円ですから、もう地方

税では8,000万円近い金が賄い切れていない状態なんですね。

このような中で、町の総合戦略であることん子育て応援手当、これなどの後退、大分後退しています。これらを初め、町の総合戦略の中身、これが各施策、いわゆる予算に反映されていない、反映しようとしても反映できないんでしょうけれども、この反映されていない予算、この案に対して私は反対討論をいたします。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、一般会計について賛成の立場で討論を行います。

令和2年度の予算案として、予算は既に内示会るときで発表されて、我々はもう知っているわけでございます。新年度の予算は、前年度の10月から11月ころより行政は組み立てていることと思います。内示会でも発表されているので、議員の皆さんは令和2年度の予算案を見れば大方わかっていることと思います。

新年度予算に対しては、9、10、11、13日と4日間をかけて特別委員会で審議をしてきたので、議員の皆様は予算の中身は理解したと私は思っております。

13日、一般会計予算についての採決では、賛成が5人、反対が5人、同数で委員長が賛成で可決されました。

予算に対して、自分としての考えはありますので、行政で仕組んだこの予算に対しては疑問、また別の考えはあるのなら質問をするべきと私は思っておりましたが、反対の5人の方は、それなりの質問は出ておりませんでした。特に、節に関しては質問は出ておりませんでした。

令和2年度の予算に対しては、可決された後は、行政と議会が一緒になり、よいまちづくりに協力をすべきと私は思っております。これまでなかったこと、反対討論を行ったのは峯山委員のみ、他の4人の方は反対討論は行っていないので、どの予算に対して反対なのかわかりません。（発言する者あり）ちょっと黙っててください。（発言する者あり）それはそうですけれども、私が感じたことをただ討論として言っているんですからね。

賛成の方は、行政が仕組んだ予算に対しては理解したので賛成したと私は思っております。

しかし、反対の方は余り議論がなかったのだが、特別委員会での討論も峯山委員1人で行っていただきました。

ことしの新事業をちょっと私述べさせていただきますが、平成6年、平成7年時代は、旧布川小学校プレハブ校舎解体工事などが本年度は取り壊しに組まれております。また、若草大橋無料化実験関連事業も新年度の予算に入っております。また、高齢者買い物等移動販売事業、これは既にもう行っております。または妊娠出産祝支給事業、お祝い支給という、こういう新事業も組まれております。そのほか、町道の関係の設計委託、なお整備

等も入っております。

令和2年度の新規事業は、新規事業として約70の事業が組まれております。

行政は、私から見たら、町民のためにいろいろと新事業として行っているのがうかがわれます。

そういう意味からも、私は賛成の立場で討論を行いました。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 5番石井でございます。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算について反対討論いたします。

利根町の町税は約12億5,900万円、人件費は約15億400万円であります。人件費のほうがかつ2億4,500万円ほど多く、町税で人件費が賄えない状況にあります。一般家庭で言えば、貯金を取り崩しながら生活している、そのような状況になっているというように私は思っております。

過疎債は、昨年より多く、約5億5,000万円を借りて、歳入に充てても財源不足が生じ、基金も昨年度より多く約5億5,000万円を取り崩して予算編成をしている状況だと思いません。

行政改革を進める上で、経常経費である義務的経費の削減は大変重要であると思っております。少子高齢化等により扶助費の削減は難しいと思っておりますが、人件費と公債費については、行政の努力で削減しなければならないだろうと。町税は年々減少していくというように思います。歳入に合った予算編成をしなければ、今後、さらに厳しい状況になると思っております。歳出削減されている当初予算とは思えないので、反対討論します。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 4番大越勇一です。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算について賛成討論をさせていただきます。

委員11人で慎重審議をし、各担当者から十分な説明を受け、予算審査特別委員会で可決しておりますので、速やかに予算を執行すべきだと思います。

以上のことから、令和2年度利根町一般会計予算について賛成いたします。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 3番片山 啓です。

第16号議案に反対の立場で討論いたします。

町長が町長選に立候補する際に、このままの町政運営では第二の夕張になると申し上げました。そのときに、まさしく自分の給料を半減してもいいと、それで福祉車両を購入するんだと、そこまで危機感を持って町政に当たっていると思っておりました。

しかし、この予算案を見ますと、先ほどもずっと言われていますけれども、町税の収入よりも人件費が約2億4,000万円上回っています。今年度から比べても約1億5,000万円ほどふえております、人件費が。

このような状況の中で、予算編成を見ても、そういう行財政改革を前向きに進めていくという姿勢が見受けられません。所信をどこかへ置いてきちやったのかな、そのような思いです。危機感を持っていないと思わざるを得ません。

それに引きかえ、子育て支援、これは大幅に後退したと言えます。第2子50万円、第3子100万円の支援策を廃止し、出産時のみの支援ということでございます。

このようなことをとつても、この予算案には賛成できませんので、反対いたします。以上。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎です。

私は16号予算案に対して賛成する立場で討論させていただきます。

今、子育て支援の話が片山議員のほうから出しましたが、私は今回の子育ての対策については、よくこのような大英断をされたと、本当に勇気を持ってやっていただいたと、非常に思っております。

私が日ごろよく質問しております若草大橋の無料化、これも各自治体を巻き込んでやっていただけるという思いでございます。

そういった面に、町税が人件費を超えているなどというのは、役場のOBの方が議員をやっているときもそうだったと思います。それを今さら言っても、知恵を絞って考えていかなければいけない話を今さら言っても仕方ありません。

前を向いていろいろみんなで一致団結してやっていくのが行政と議会、チェックも議会の務めだと思いますが、一緒に考えていくのが議会と行政だと思っておりますので、私は、そういった意味も込めて、今回の予算案に賛成の討論をさせていただきました。以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 7番花嶋美清雄です。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算案について反対の立場で討論します。

令和2年度予算において、職員時間外手当が2,729万2,000円に対して、令和元年度が3,965万8,000円と1,236万6,000円の減となっており、また今回の3月の議会での補正状況を見ますと33万円の増、トータル4,238万1,000円となっています。

令和2年度の歳出合計が前年度比約5億2,000万円の増となっている状況の中、当然事業が増加、職員の業務量が増加し時間外手当の額も増加すると想像できます。

このことから見て、今回の時間外手当の予想額は不自然な現象であると言わざるを得ません。本議案に反対します。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 1 番峯山典明でございます。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算に対して反対する理由を述べます。

昨年、大型台風が起きた際、この利根町でも避難所が開設され、避難所の重要性と避難方法や避難される方たちへの対応について考えさせられました。また、新型コロナウイルスのように脅威となる感染症予防対策としても同様で、圧倒的に備蓄品が足りません。

今回の予算案では、防災事業に力を入れられていません。避難所はWi-Fiをつけるだけでは不十分です。防災無線が聞こえないという要望に対しても、電話サービスのみで、受動的な対応策がとられていません。利根町は、安心安全なまちづくりをするとうたっています。それならば、もっと防災費に予算をかけるべきではないでしょうか。

関係人口、交流人口をふやすと言いますが、観光客から得られる経済効果は、観光名所での入場料、宿泊施設の宿泊代金、飲食店での食事代、移動にかかる交通費がワンセットです。宿泊施設がなく、公衆トイレが整備されておらず、移動が不便な利根町は、観光地として成立しておりません。

今、利根町が予算をかけるべきところは、移り住む可能性が物すごく低い外部の人たちに対してではなく、今現在、利根町に住んでいる人たちへのサービスです。住民サービスが乏しい、優しくない、不便だ、税金、公共料金が高いと思ったら、利根町から人は出ていってしまいます。

人口をふやす、流出を防ぐというのであれば、住民サービスの向上、公共交通の利便性は欠かせません。町民の多くが求める公共交通の改善のための予算をもっと組むべきです。小さな子供や学生、青年や働き盛りの人たち、ご高齢の方たち、利根町に暮らす全ての人たちのためにも移手段の確保、公共交通の利便性向上は必須です。

利根町には既に多くの関係人口、交流人口が存在します。それは利根町から出ていってしまった職員や大学生たちです。2年間利根町に住み続けた地域おこし協力隊も利根町を離れていってしまいました。既に存在する関係人口、交流人口である人たちに目を向けて

いただきたいです。

出ていってしまった職員や若者たち、彼らがまた利根町に戻ってくれるように、そして大学生たちが卒業してからも住み続けてくれるような事業に予算を組んでいただきたく思います。

以上、新規事業などで一定評価する事業があったとしても、町民にとって急を要さないもの、効果が薄いものへの無駄遣いがあり、なおかつ町民が望んでいることに予算を組むことができていない予算案に対して、町民の皆さんの声を代弁し、反対討論といたします。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を2時55分とします。

午後2時39分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします

議案第17号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第17号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第18号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第19号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度利根町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第20号 令和2年度利根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 討論を打ち切ります。

議案第21号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 討論を打ち切ります。

議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第16、請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書を議題とします。

本件については、3月2日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

井原正光総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長井原正光君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（井原正光君） それでは、総務産業建設常任委員会から、請願審査の経過、結果について報告いたします。

本委員会は、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号1、付託年月日、令和2年3月2日、件名、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書。

審査の結果、不採択とすべきものであります。

それでは、請願について、慎重審査の結果を報告したいと思います。

当委員会は、3月12日、午後1時30分から議会棟会議室において、委員全員の出席のもと開催をいたしました。

審査の経過につきましては、請願書にありますとおり、項目ごとに審査をいたしました。

まず第1項目、政府は全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めることについてを議題といたしましたが、その中で、まず全国一律最低賃金制度を確立することについてを議題といたしました。

委員から、企業が多数立地している地域とそうでない地方では、企業の業績も変わってくるので、賃金の格差は当然生じるというような質疑がありました。

次に、地域間格差を縮小させる施策について議題としました。



委員から、縮小分は国が負担することとなり、財源の捻出が懸念されると質疑がなされました。

この件について、紹介者の説明は、消費増税の使途については16%しか福祉に当てられていない。また、企業法人は累進課税になっていないため、その減税分を賃金の補填に使っていただければというような説明がございました。

次に、項目2のワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げることにについて議題といたしました。

委員から、時給1,500円は高過ぎるとの質疑がありました。紹介者の説明は、働く貧困層で最低賃金を引き上げることによる効果について、イギリスの例を挙げ、生産性が向上したこと、また失業者が下がったことなの、また働く側の意見として家庭を持ち子供を育てることに何年待てばいいのか、そのためには初任給が少な過ぎるといような説明がございました。

次に、第3項目、政府は最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充することについてを議題といたしました。

委員から、誰もが平和で人間らしく働き暮らせる社会にしたら国が破綻するとの質疑がありました。紹介者は、家庭環境、人間環境を支え合ってもらえない方がたくさんいる。どうあがいてもはい上がれない方がいる。そのような人たちを助けるのが、救うのが、国です。中小企業への具体的支援は、消費税法人の減税だと思うというふうに説明されています。

最後に、当委員会は、これら3項目を含めて全体的に質疑を行いました。

その中で、委員から、雇用主が時給1,500円で雇用した場合、東京都は時給1,013円、これはチラシから拾った数字です。千葉県が時給923円、茨城県では時給849円、全国平均で時給901円です。その差額を国が埋め合わせると、国が補助すると膨大な財源が必要となる。国は、今1,000兆円の負債を抱える中、この案には現実的ではないし、また地方中小企業が時給1,500に引き上げる、その体力はないと考えるといような質疑がありました。

紹介者からは、茨城労連としては、税や社会保障料の事業主負担を軽減することで、最低賃金の引き上げを円滑な政策を具体化していくといような説明ございました。

このような質疑応答の中で、質疑を打ち切り、討論に入りました。

討論の中で、財源確保が明確でないとの意見が複数あり、採決の結果、請願に賛成の挙手をした委員はなく、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書を採決します。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択と決定されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第17、ICT化特別委員会の設置についてを議題とします。趣旨説明を求めます。

提案者、2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎誠一郎でございます。

ICT化検討特別委員会の設置についてご説明いたします。

ICT分野の技術進歩は非常にめざましく、社会構造自体が近年大きく変わろうとしております。おおよそですが、ここ10年でコンピューターの処理能力は10倍以上、メモリ容量は100倍以上、通信速度も50倍以上となっております。

こうして各能力が進歩すれば、当然、教育、農業、交通、観光、医療、福祉、環境、議会等の社会に与える影響は大きくなります。

こうしたことから、当利根町議会におきましても、以前よりICT化について協議しておりましたが、今定例会において正式に設置したいと考え提案するものでございます。

目的でございますが、議会のライブ中継とタブレット化の導入に向け調査検討しているものでございます。

特に、今定例会でも新型コロナウイルス感染拡大防止により、傍聴を制限し、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。こうしたことも考慮し、町民の皆様に議会を広く知っていただくこと、また届けるということが我々議会の責務であると思っております。

さらに著しい進化が予想されるICT及びAI等を活用した児童生徒への教育環境や町民生活の利便性向上への提案など、今後の行政に反映させられるように活動するというものでございます。

なお、全員の議員数を勘案し、スムーズな委員会運営を図るため、委員の数を8名としたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定により、ICT化について調査研究するため8人の委員で構成するICT化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了までの閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置されたICT化特別委員会委員については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名いたします。

構成委員を議会事務局長に朗読させます。

大越議会事務局長。

○議会事務局長（大越克典君） それでは、朗読いたします。

峯山典明議員、山崎誠一郎議員、大越勇一議員、石山肖子議員、五十嵐辰雄議員、若泉昌寿議員、新井邦弘議員、船川京子議員、以上8名です。

○議長（船川京子君） お諮りいたします。ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、当該委員会においては事前協議を行っており、正副委員長の選任について報告がありましたので、その結果をご報告いたします。

ICT化特別委員会山崎誠一郎委員長、大越勇一副委員長です。

委員会を代表として委員長の挨拶をお願いいたします。

山崎誠一郎 ICT化特別委員会委員長。

〔ICT化特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○ICT化特別委員長（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。

大越勇一副委員長初め、委員の皆様のお力添えをいただき、ICT化特別委員会委員長として、急速に進展するICT化の波に利根町がおくれをとることのないよう、また町民の皆様の方々の今後の利便性の向上のため、微力ながら頑張っております。ご存じます。

どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 日程第18、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） ここで、一部事務組合及び企業団に所属する議員から、各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、石山肖子議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員石山肖子君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（石山肖子君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員を代表いたしまして、令和2年2月26日に開催されました令和2年度第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会の内容を報告いたします。

提案されました議案第1号から第5号までご説明いたします。

議案第1号は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、職員の給料、各種手当、費用弁償に関して給与に関する条例等を準用する龍ヶ崎市条例に基づき、必要な事項を定めるものです。

議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合クリーンプラザ・龍設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、陶芸工房の利用に係る費用として、受益者負担の観点から陶芸工房の利用に係る経費を勘案するものです。

議案第3号 令和元年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号）、こちらは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,687万5,000円とするものです。

歳入については、繰入金の財政調整基金取り崩し繰入金で1,832万6,000円を減額等です。

歳出につきましては、総務費一般管理費の委託料並びに使用料及び賃借料でございます。工事請負費については契約差金822万1,000円の減額、それから積立金については、平成30年度決算剰余金のうち牛久市を含めた4市町村分は667万3,000円を財政調整基金に新規積み立てするものです。

議案第4号は、令和2年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計予算でした。

歳入歳出の主な内容ですが、こちらのほうは、総額をそれぞれ29億7,303万8,000円と定めるものです。前年度と比較して13億29万円の増額となっております。

歳入については、分担金及び負担金で15億5,194万5,000円、前年度と比較して7億2,696万9,000円の増額です。繰入金については2億2,209万4,000円、前年度と比較して1,375万7,000円の減額、3市町村分で2億1,159万円、4市町村分については1,050万4,000円の取り崩し繰り入れを行うものです。

組合債では、プラザ棟エアコン更新工事及びクリーンプラザ・龍、ごみ処理施設整備工事等への充当財源とするため、6億6,460万円の借入れを予定しております。

歳出につきましては、総務費の一般管理費、報酬について嘱託員任用が終了したことに

より減額，工事請負費ではプラザ棟エアコン更新工事により計上されまして減額となっております。

衛生費の清掃施設費では26億9,054万4,000円，前年度と比較して14億438万5,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては，委託料のごみ処理施設運転管理業務について内容変更，そして工事請負費では，ごみ処理施設整備工事及びリサイクル施設基幹的設備改良工事等により13億1,356万5,000円の増額となっております。

続きまして，議案第5号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任についてございました。

戻りまして，議案第1号から第4号までにつきましては，審議の結果，いずれも原案のとおり可決いたしました。

戻りまして，議案第5号については，監査委員の選任について審議され，河内町の大野佳美氏が選任されました。

以上で，令和2年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（船川京子君） 次に，龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について，峯山典明議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員を代表して活動報告をさせていただきます。

龍ヶ崎地方衛生組合では，2月18日に第1回全員協議会，2月28日に第2回全員協議会並びに第1回組合議会定例会が行われました。

まず，第1回全員協議会では，組合議会定例会提出案件について協議しました。また，現在協議検討を進めている衛生組合を含めた三つの一部事務組合の統合について，現在までの進捗状況の説明がありました。

次に，第2回全員協議会では，第1回定例会の議案である副議長選挙及び議会選出監査委員の選任について協議しました。

最後に，組合議会定例会であります。

まず，選挙第1号 龍ヶ崎地方衛生組合議会副議長選挙については，指名推選により河内町の宮本秀樹議員が当選されました。

次に，議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任については，議会の同意により，美浦村の小泉嘉忠議員が選任されました。

次に，議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任については，議会の同意により，稲敷市から推薦の方が選任されることになりました。

次に，議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてであります。

これは，組合の人事，給与，服务等人事行政の運用状況の報告及び公表について定めるもので，全会一致で可決されました。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度がスタートすることに伴い、給与や費用弁償に関し必要な事項を定めるもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号 龍ヶ崎地方衛生組合施設整備基金条例についてであります。

これは、処理施設の更新や大規模改修の財源に充てるための目的基金の設置に関し必要な事項を定めるもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第6号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、業務遂行の指揮命令系統を明確にするために職名の改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）です。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,370万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億8,252万6,000円とするもので、全会一致で可決されました。

最後に、議案第8号 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算ですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億1,585万7,000円とするもので、全会一致で可決されました。

続いての一般質問では、私のほうから議会行政視察研修の規模について質問をいたしました。

これからも周辺環境の保全に努め、公害のない社会構築を目指す龍ヶ崎地方衛生組合の管理運営をしっかりと確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告について、新井邦弘議員。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員新井邦弘君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（新井邦弘君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表して、今年度の組合議会活動状況をご報告いたします。

初めに、議会の開催状況を順に申し上げます。

まず、昨年5月31日に令和元年第1回組合議会臨時会が開催されました。統一地方選挙により議員選挙があった龍ヶ崎市、牛久市、利根町から新たな組合議員が選出され、初めての議会であります。

当日は、正副議長選挙が行われ、龍ヶ崎市の鴻巣義則議員が組合議長に、利根町の石井公一郎議員が組合副議長に選出されました。

また、財産取得として、牛久消防署配備の更新車両である高規格救急自動車取得の議案が上程され、議決をいたしました。

次に、昨年7月29日に令和元年第2回組合議会臨時会が開催されました。議案については、組合公平委員会委員の選任のほか、条例の一部改正議案として組合行政財産の使用料徴収条例、組合消防手数料条例、組合火災予防条例、財産の取得として伊奈消防署配備の更新車両である救助工作車取得の議案が上程され、いずれも議決をいたしました。

また、当日は、議会選出の監査委員の任期満了に伴い、追加議案として組合監査委員の選任が上程され、新たに牛久市の板倉 香議員を選任したところであります。

次に、昨年11月6日に令和元年第1回組合議会定例会が開催されました。

議案については、平成30年度組合一般会計歳入歳出決算、平成30年度組合水防事業特別会計歳入歳出決算及び令和2年度組合関係市町村の分賦金割合の議案が上程され、いずれも議決をいたしました。

また、令和2年2月28日には令和2年第1回組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、条例の制定議案として会計年度任用職員制度に伴い組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、条例の一部改正議案として会計年度任用職員の施行に伴い組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、上位法の改正に伴い組合行政不服審査に関する条例、地方公務員法の改正に伴い組合議員の勤務時間、休暇等に関する条例のほか、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算、令和2年度水防事業特別会計予算が上程され、いずれも議決したところであります。

次に、組合議会に関連したその他の行事の報告であります。

昨年5月19日に龍ヶ崎市の小貝川市民運動公園において水防活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化、水防技術の向上、地域住民の水防意識の普及啓発及び高揚を図ることを目的とし、利根川水系県南水防事務組合との2組合同による水防訓練が行われました。

なお、昨年は台風等による影響で命を守る行動をとってくださいという言葉が多く耳にした年でもありました。

まず、9月の台風15号では、暴風雨により千葉県、茨城県での建物等への被害、10月の台風19号では1都12県にわたり大雨特別警報が発令され、多くの河川が氾濫や決壊するほどの被害がございました。その直後には、台風20号の影響から低気圧による大雨がありましたが、いずれも組合管内においては、河川の増水が見られたもの、人的被害はなく安堵しましたが、昨今の異常気象等踏まえますと、住民の安心安全のために、常日ごろから気象情報の確認、関係機関との連携を密にし、万全を期することの重要性が痛感したところであります。

以上が今年度の稲敷地方広域市町村圏事務組合の活動状況でございますが、今後も組合状況につきましては、皆様に報告していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 次に、茨城県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（大越勇一君） 茨城県南水道企業団の令和元年第2回定

例会，視察研修及び令和2年度第1回定例会の報告をいたします。

まず令和元年第2回定例会について報告いたします。

提出された議案は3件及び決算の認定に係る報告が3件，その後，一般質問が行われました。

各議案を簡単に説明いたします。

議案第1号は，茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例で，これは主に消費税の税率の引き上げに伴う水道料金の改定及び学校教育法及び技術士法施行規則の改正に伴う所要の改正を行うもので，賛成多数で可決されました。

次に，議案第2号は平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分で，水道事業の総収益は55億4,677万5,640円，総費用については52億788万6,438円となり，損益は3億3,888万9,202円の純利益となりました。

また，資本的収支勘定は税込額で，収入が12億7,758万4,904円，支出が23億2,723万7,212円となり，資本的収入額に対し資本的支出額が不足する額16億5,208万852円は，過年度分損益勘定留保資金6億9,665万8,714円，繰越工事資金7億836万5,400円，減債積立金1億297万3,851円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4,408万2,887円で補填いたしました。剰余金の処分については，未処分利益剰余金5億1,186万3,053円については，全額を資本金へ組み入れ，賛成多数で認定されました。

次に，議案第3号は，令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）で，令和2年度以降にわたる業務委託について新たに債務負担行為として定めるもので，全員賛成で可決されました。

次に，令和元年11月19日から11月20日にかけて企業団管理者及び議会議員による視察研修に参加しました。

視察先は，姫路市水道局及び株式会社クボタ阪神工場で，参加人員は議員8名，管理者4名，事務局職員4名の16名でした。

姫路市水道局においては，姫路市の水道事業経営懇話会及び水道事業経営戦略についての経過説明と活発な意見交換が行われ，株式会社クボタ阪神では最新式の耐震型水道管の製造過程を見学し，今後の水道事業の理解に非常に有意義な視察でありました。

次に，令和2年第1回定例会について報告いたします。

提出された議案は6件，その後一般質問が行われました。

各議案を簡単に説明いたします。

議案第1号は，茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例で，これは地方自治法の改正に伴い所要の改正を行ったもので，全員賛成で可決されました。

次に，議案第2号は，茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例で，これは水道法に新たに指定給水装置工事事業者の更新制度が創設されたことに伴い，その更新手数料を定めるものであり，全員賛成で可決されました。



次に、議案第3号は、茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例で、これも地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

次に、議案第4号は、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例で、これは管理または監督の位置にある職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により正規の勤務時間外の時間に勤務できるよう改正しようとするもので、全員賛成で可決されました。

次に、議案第5号は、茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例で、これは不正競争防止法等の一部を改正する法律により所要の改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

次に、議案第6号は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算で、水道事業収益の総額61億2,063万9,000円、水道事業費用の総額58億1,201万2,000円を予定し、資本的収入総額14億2,143万8,000円、資本的支出26億5,837万6,000円を予定し、賛成多数で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和2年第1回定例議会の閉会に当たり、御礼をご挨拶を申し上げます。

3月2日から本日までの通算17日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様には慎重なるご審議をいただき、提案いたしました案件は全て原案どおり可決並びに承認を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、今定例会の一般質問や予算審査特別委員会において議員の皆様からいただきましたさまざまなご意見やご提案につきましては、貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

今年度も残すところ半月余りとなりましたが、新型コロナウイルス感染症による影響は、学校教育にとどまらず、徐々に日常生活にも及んでおります。町といたしましては、今後も感染拡大防止を念頭に、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

また、施政方針でも申し上げましたとおり、全ての年代、全ての人が主役となったまちづくりを進められるよう、スピード感を持って今できることを一步一步着実に町民の皆様とともに進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様には、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

長期間にわたるご審議，大変ご苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして，令和2年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回，令和2年第2回定例会は，令和2年6月3日水曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 山 崎 誠一郎

署 名 議 員 片 山 啓